

## 「中海会議」第3回幹事会 配付資料一覧

### 【議事(1)関係】

- ①要綱改正(案) について ..... P 1
- ②部会・ワーキンググループ報告
  - ・中海湖岸堤等整備に係る調整会議(中海湖岸堤部会) ..... P 8
  - ・中海の水質及び流動会議 ..... P 22
  - ・中海沿岸農地排水不良ワーキンググループ ..... P 45
  - ・中海の利活用に関するワーキンググループ ..... P 46

### 【議事(2)関係】

- ・第2回「中海会議」の開催(案)について ..... P 57

### 【議事(3)関係】

- ・平成23年度中海市長会の主な事業について ..... P 58

中海会議設置要綱

(目的)  
 第1条 平成21年12月19日に締結された鳥取、島根両県知事の協定書に基づき、関係機関が共同して、未来に向かってより良い中海圏域を築くため、中海の水に関する諸問題を協議検討する「中海会議」(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)  
 第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる項目について、協議検討する。

- (1) 中海及び境水道の堤防、護岸等の整備に関すること
- (2) 中海の水質及び流動などに関すること
- (3) 中海沿岸農地の排水不良に関すること
- (4) 中海の利活用に関すること
- (5) その他

(構成)  
 第3条 会議の構成員、オブザーバーは別表のとおりとする。

(会議)  
 第4条 会議は、鳥取・島根両県知事が共同議長を務める。

- 2 会議は、毎年1回以上開催する。
- 3 会議の開催は、議長が召集するものとする。ただし、会議の構成員は、会議の開催を求めることができるとする。
- 4 会議の議題提出は、議長その他に、会議の構成員も行うことができるものとする。
- 5 会議においては、必要に応じて構成機関職員及び学識経験者等に意見を聞くことができる。
- 6 会議は、原則として公開で開催するものとする。

(幹事会)  
 第5条 会議には、幹事会を置く。  
 2 幹事会は、別表に掲げる幹事をもって構成する。  
 3 幹事会には幹事長を置き、次回開催県の企画部長又は政策企画局長が務める。  
 4 幹事会は、会議の所掌事務の実施に関する協議検討及び調整を行う。  
 5 幹事会は、幹事長の招集により随時開催する。ただし、他の幹事は、幹事会の開催を求めることができるとする。

(部会の設置)  
 第6条 会議は、第2条の所掌事務を検討するため、必要に応じて部会を設置することができるとし、各部会での検討結果は、幹事会に諮り、会議に対して報告するものとする。

(事務局)  
 第7条 協議会には事務局を置く。  
 2 事務局は、鳥取県企画部、島根県政策企画局及び国土交通省中国地方整備局河川部に置き、会議ごとに開催県の事務局が主務を掌る。

(その他)  
 第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会議において定める。

附 則  
 この要綱は、平成22年4月22日から施行する。

中海会議設置要綱

(目的)  
 第1条 平成21年12月19日に締結された鳥取、島根両県知事の協定書に基づき、関係機関が共同して、未来に向かってより良い中海圏域を築くため、中海の水に関する諸問題を協議検討する「中海会議」(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)  
 第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる項目について、協議検討する。

- (1) 中海及び境水道の堤防、護岸等の整備に関すること
- (2) 中海の水質及び流動などに関すること
- (3) 中海沿岸農地の排水不良に関すること
- (4) 中海の利活用に関すること
- (5) その他

(構成)  
 第3条 会議の構成員、オブザーバーは別表のとおりとする。

(会議)  
 第4条 会議は、鳥取・島根両県知事が共同議長を務める。

- 2 会議は、毎年1回以上開催する。
- 3 会議の開催は、議長が召集するものとする。ただし、会議の構成員は、会議の開催を求めることができるとする。
- 4 会議の議題提出は、議長その他に、会議の構成員も行うことができるものとする。
- 5 会議においては、必要に応じて構成機関職員及び学識経験者等に意見を聞くことができる。
- 6 会議は、原則として公開で開催するものとする。

(幹事会)  
 第5条 会議には、幹事会を置く。  
 2 幹事会は、別表に掲げる幹事をもって構成する。  
 3 幹事会には幹事長を置き、次回開催県の企画部長又は政策企画局長が務める。  
 4 幹事会は、会議の所掌事務の実施に関する協議検討及び調整を行う。  
 5 幹事会は、幹事長の招集により随時開催する。ただし、他の幹事は、幹事会の開催を求めることができるとする。

(部会の設置)  
 第6条 会議は、第2条の所掌事務を検討するため、必要に応じて部会を設置することができるとし、各部会での検討結果は、幹事会に諮り、会議に対して報告するものとする。

(事務局)  
 第7条 協議会には事務局を置く。  
 2 事務局は、鳥取県企画部、島根県政策企画局及び国土交通省中国地方整備局河川部に置き、会議ごとに開催県の事務局が主務を掌る。

(その他)  
 第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会議において定める。

附 則  
 この要綱は、平成22年4月22日から施行する。

別表（第3条関係）

(構成員)

団体名	職名
国土交通省（中国地方整備局）	局長
農林水産省（中国四国農政局）	局長
鳥取県	知事
島根県	知事
米子市	市長
境港市	市長
松江市	市長
安来市	市長
東出雲町	町長

(オブザーバー)

団体名
環境省
防衛省

別表（第5条関係）

(幹事)

団体名	職名
国土交通省（中国地方整備局）	河川部長 出雲河川事務所長
農林水産省（中国四国農政局）	整備部長 企画部長 生活環境部長 農林水産部長 農林整備部長 農土整備部長 西部総合事務所長 政策企画局長 環境生活部長 農林水産部長 土木部長
鳥取県	環境管理組合 米子市 境港市 松江市 安来市 東出雲町
島根県	環境管理委員会事務局長 副市長 副市長 副市長 副市長 副市長

別表（第3条関係）

(構成員)

団体名	職名
国土交通省（中国地方整備局）	局長
農林水産省（中国四国農政局）	局長
鳥取県	知事
島根県	知事
米子市	市長
境港市	市長
松江市	市長
安来市	市長

(オブザーバー)

団体名
環境省
防衛省

別表（第5条関係）

(幹事)

団体名	職名
国土交通省（中国地方整備局）	河川部長 出雲河川事務所長
農林水産省（中国四国農政局）	整備部長 企画部長 生活環境部長 農林水産部長 農土整備部長 農土整備部長 西部総合事務所長 政策企画局長 環境生活部長 農林水産部長 土木部長
鳥取県	環境管理組合 米子市 境港市 松江市 安来市
島根県	環境管理委員会事務局長 副市長 副市長 副市長 副市長

構成員から東出雲町を削除  
(H23.8.1 松江市と合併)

幹事から東出雲町を削除  
(H23.8.1 松江市と合併)

目	案	考
<p>「中海湖岸堤等整備に係る調整会議」設置要綱</p> <p>(目的) 第1条 中海会議設置要綱第6条に基づき、中海及び境水道の堤防、護岸等（以下「中海湖岸堤等」という）の整備の円滑化等を図るため、相互の連絡調整等を行う部会として「中海湖岸堤等整備に係る調整会議」（以下、「調整会議」という。）を設置する。</p> <p>(組織) 第2条 調整会議における調整結果は、中海会議の幹事に諮り、中海会議に対して報告する。</p> <p>(所掌事務) 第3条 調整会議は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を行う。 (1) 河川管理者が斐伊川水系河川整備計画に基づき実施する中海湖岸堤等の整備及び管理の状況の確認。 (2) 河川管理者以外が行う中海湖岸堤等の整備及び管理の状況の確認。 (3) 中海湖岸堤等の円滑な整備に必要な関係行政機関の調整。 (4) その他必要な事項</p> <p>(構成) 第4条 調整会議の構成員、オブザーバーは、別表のとおりとする。</p> <p>(会長) 第5条 調整会議に会長を1名置く。 2 会長は調整会議を統括するものとし、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長をもってこれに充てる。</p> <p>(会議) 第6条 調整会議は、会長が召集し、会長が議長となる。 2 調整会議において必要があると認めるときは、構成員以外の人者に出席を求め、意見を聴取することができる。</p> <p>(事務局) 第7条 調整会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所に置く。</p> <p>(雑則) 第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に必要な事項は、調整会議において定める。</p> <p>附則 この要綱は、平成22年9月2日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成23年8月1日から施行する。</p>	<p>「中海湖岸堤等整備に係る調整会議」設置要綱</p> <p>(目的) 第1条 中海会議設置要綱第6条に基づき、中海及び境水道の堤防、護岸等（以下「中海湖岸堤等」という）の整備の円滑化等を図るため、相互の連絡調整等を行う部会として「中海湖岸堤等整備に係る調整会議」（以下、「調整会議」という。）を設置する。</p> <p>(組織) 第2条 調整会議における調整結果は、中海会議の幹事に諮り、中海会議に対して報告する。</p> <p>(所掌事務) 第3条 調整会議は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を行う。 (1) 河川管理者が斐伊川水系河川整備計画に基づき実施する中海湖岸堤等の整備及び管理の状況の確認。 (2) 河川管理者以外が行う中海湖岸堤等の整備及び管理の状況の確認。 (3) 中海湖岸堤等の円滑な整備に必要な関係行政機関の調整。 (4) その他必要な事項</p> <p>(構成) 第4条 調整会議の構成員、オブザーバーは、別表のとおりとする。</p> <p>(会長) 第5条 調整会議に会長を1名置く。 2 会長は調整会議を統括するものとし、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長をもってこれに充てる。</p> <p>(会議) 第6条 調整会議は、会長が召集し、会長が議長となる。 2 調整会議において必要があると認めるときは、構成員以外の人者に出席を求め、意見を聴取することができる。</p> <p>(事務局) 第7条 調整会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所に置く。</p> <p>(雑則) 第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に必要な事項は、調整会議において定める。</p> <p>附則 この要綱は、平成22年9月2日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成23年8月1日から施行する。</p>	<p>別表の改正</p> <p>附則の追加</p>

別表（第4条関係）

1. 構成員

国等の機関	
国土交通省	中国地方整備局出雲河川事務所長 航空自衛隊第3輸送航空隊装備部施設班長 境港管理組合 港湾管理委員会事務局（技）次長
鳥取県の行政機関	
鳥取県	農林水産部農地・水保全課長 県土整備部河川課長 県土整備部空港港湾課長 西部総合事務所県土整備局長
島根県	農林水産部農村整備課長 農林水産部漁港漁場整備課長 土木部道路維持課長 土木部河川課長 土木部斐伊川神戸川対策課長 土木部港湾空港課長 松江県土整備事務所長
米子市	経済部長 建設部長
境港市	産業環境部長 建設部長
	東出雲町 農林建設課長

2. オブザーバー

海上保安庁

別表（第4条関係）

1. 構成員

国等の機関	
国土交通省	中国地方整備局出雲河川事務所長 航空自衛隊第3輸送航空隊装備部施設班長 境港管理組合 港湾管理委員会事務局（技）次長
鳥取県の行政機関	
鳥取県	農林水産部農地・水保全課長 県土整備部河川課長 県土整備部空港港湾課長 西部総合事務所県土整備局長
島根県	農林水産部農村整備課長 農林水産部漁港漁場整備課長 土木部道路維持課長 土木部河川課長 土木部斐伊川神戸川対策課長 土木部港湾空港課長 松江県土整備事務所長
米子市	経済部長 建設部長
境港市	産業環境部長 建設部長
	松江市 政策部長 産業経済部長 総務部長 基盤整備部長
	安来市

2. オブザーバー

気象庁 松江地方気象台  
海上保安庁

構成員から東出雲町を削除（HZ3.8.1 松江市と合併）

オブザーバーに気象庁松江地方気象台を追加

目	考
<p>「<b>中海の水質及び流動会議</b>」設置要綱</p> <p>(目的) 第1条 中海会議設置要綱第6条に基づき、中海の水質及び流動などの調査・分析を行うとともに、水質改善策の評価・検討を行う部会として「中海の水質及び流動会議」(以下「会議」という。)を設置する。</p> <p>(組織) 第2条 会議における調査・分析結果並びに水質改善策の評価・検討結果は、中海会議の幹事に諮り、中海会議に対して報告する。</p> <p>(所掌事務) 第3条 会議は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を行う。  (1) 水質及び流動などの調査・分析  (2) 水質改善策の評価・検討  (3) その他必要な事項</p> <p>(構成) 第4条 会議の構成員は別表のとおりとする。  2 会議は、中海会議の開催担当課長が主宰する。  3 会議においては、学識経験者等に意見を聞くことができる。</p> <p>(事務局) 第5条 会議に事務局を置く。  2 事務局は、鳥取県生活環境部水・大気環境課、鳥根県環境生活部環境政策課及び国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所に置き、会議の開催の事務局長が主務を掌る。</p> <p>(その他) 第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において定める。</p> <p>附則  この要綱は、平成22年9月16日から施行する。</p>	<p>「<b>中海の水質及び流動会議</b>」設置要綱</p> <p>(目的) 第1条 中海会議設置要綱第6条に基づき、中海の水質及び流動などの調査・分析を行うとともに、水質改善策の評価・検討を行う部会として「中海の水質及び流動会議」(以下「会議」という。)を設置する。</p> <p>(組織) 第2条 会議における調査・分析結果並びに水質改善策の評価・検討結果は、中海会議の幹事に諮り、中海会議に対して報告する。</p> <p>(所掌事務) 第3条 会議は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を行う。  (1) 水質及び流動などの調査・分析  (2) 水質改善策の評価・検討  (3) その他必要な事項</p> <p>(構成) 第4条 会議の構成員は別表のとおりとする。  2 会議は、中海会議の開催担当課長が主宰する。  3 会議においては、学識経験者等に意見を聞くことができる。</p> <p>(事務局) 第5条 会議に事務局を置く。  2 事務局は、鳥取県生活環境部水・大気環境課、鳥根県環境生活部環境政策課及び国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所に置き、会議の開催の事務局長が主務を掌る。</p> <p>(その他) 第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において定める。</p> <p>附則  この要綱は、平成22年9月16日から施行する。  この要綱は、平成23年8月1日から施行する。</p> <p>別表の改正</p> <p>附則の追記</p>

別表（第4条関係）

構成員

団体名	職名
国土交通省中国四国地方整備局	出雲河川事務所長
環境省中国四国地方環境事務所	環境対策課長
農林水産省中国四国農政局	農地整備課長
鳥取県	生活環境部 環境立県推進課長 水・大気環境課長 企画部企画課長 農林水産部 農地・水保全課長 県土整備部 河川課長 衛生環境研究所長 西部総合事務所 生活環境局長
島根県	環境生活部 環境政策課長 政策企画局 政策企画監 農林水産部 農村整備課長 土木部 河川課長 下水道推進課長 保健環境科学研究所長
米子市	環境政策局長
境港市	産業環境部長
松江市	環境保全部長
安来市	市民生活部長
東出雲町	農林建設課長

別表（第4条関係）

構成員

団体名	職名
国土交通省中国四国地方整備局	出雲河川事務所長
環境省中国四国地方環境事務所	環境対策課長
農林水産省中国四国農政局	農地整備課長
鳥取県	生活環境部 環境立県推進課長 水・大気環境課長 企画部企画課長 農林水産部 農地・水保全課長 県土整備部 河川課長 衛生環境研究所長 西部総合事務所 生活環境局長
島根県	環境生活部 環境政策課長 政策企画局 政策企画監 農林水産部 農村整備課長 土木部 河川課長 下水道推進課長 保健環境科学研究所長
米子市	環境政策局長
境港市	産業環境部長
松江市	環境保全部長
安来市	市民生活部長

構成員から東出雲町を  
削除（H23.8.1 合併）

中海の利活用に関するワーキンググループ設置要綱

(趣旨) 中海会議設置要綱第2条の規定に基づき、中海の利活用について協議検討する「中海の利活用に関するワーキンググループ」(以下「ワーキンググループ」という。)を設置する。

(組織) 第2条 ワーキンググループにおける検討結果は、中海会議の幹事に報告する。

(検討事項) 第3条 ワーキンググループにおいては、次の事項について協議する。  
(1) 中海の賢明な利活用策(ワイズユース)の検討  
(2) その他必要な事項

(構成) 第4条 ワーキンググループの構成は、別表のとおりとする。  
第2条 ワーキンググループは、必要に応じて別表に掲げる者以外の関係者の意見を聞くことができる。

(事務局及び運営) 第5条 ワーキンググループに事務局を置く。  
第2条 事務局は、鳥取県企画部企画課及び島根県政策企画局政策企画監室に置く。  
第3条 ワーキンググループは、事務局が必要に応じて招集する。

(その他) 第6条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、ワーキンググループにおいて定める。

附則 この要綱は、平成22年9月2日から施行する。

別表

団体名	部課名
国土交通省中国地方整備局	出雲河川事務所
環境省中国四国地方環境事務所	米子自然環境事務所
松江市	政策部大橋川治水事業推進課
安来市	基盤整備部国・県事業推進室
東出雲町	農林建設課
米子市	企画部企画課
境港市	総務部地域振興課
鳥取県	企画部企画課 生活環境部水・大気環境課 西部総合事務所県民局 生活環境局
島根県	政策企画局政策企画監室 環境生活部環境政策課 自然環境課

中海の利活用に関するワーキンググループ設置要綱

(趣旨) 第1条 中海会議設置要綱第2条の規定に基づき、中海の利活用について協議検討する「中海の利活用に関するワーキンググループ」(以下「ワーキンググループ」という。)を設置する。

(組織) 第2条 ワーキンググループにおける検討結果は、中海会議の幹事に報告する。

(検討事項) 第3条 ワーキンググループにおいては、次の事項について協議する。  
(1) 中海の賢明な利活用策(ワイズユース)の検討  
(2) その他必要な事項

(構成) 第4条 ワーキンググループの構成は、別表のとおりとする。  
第2条 ワーキンググループは、必要に応じて別表に掲げる者以外の関係者の意見を聞くことができる。

(事務局及び運営) 第5条 ワーキンググループに事務局を置く。  
第2条 事務局は、鳥取県企画部企画課及び島根県政策企画局政策企画監室に置く。  
第3条 ワーキンググループは、事務局が必要に応じて招集する。

(その他) 第6条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、ワーキンググループにおいて定める。

附則 この要綱は、平成22年9月2日から施行する。

附則の追記

別表

団体名	部課名
国土交通省中国地方整備局	出雲河川事務所
環境省中国四国地方環境事務所	米子自然環境事務所
松江市	政策部政策企画課
安来市	基盤整備部国・県事業推進室
米子市	企画部企画課
境港市	総務部地域振興課
鳥取県	企画部企画課 生活環境部水・大気環境課 西部総合事務所県民局 生活環境局
島根県	政策企画局政策企画監室 環境生活部環境政策課 自然環境課 土木部高速道路推進課

松江市担当部課の変更

東出雲町の削除(H23.8.1 松江市との合併)

鳥取県西部総合事務所県民局を鳥取県西部総合事務所県民局として追加

島根県土木部高速道路推進課を追加



# 河川整備計画(中海湖岸堤)の確認

# ◆ 斐伊川河川整備計画と湖岸堤整備箇所

## ○ 斐伊川水系河川整備計画における整備順序の概略工程表

整備箇所	優先順位	主な整備内容	河川整備計画対象期間	
			短期	中期
ダム・放水路	(1)-①	尾原ダム・志津見ダムの建設 斐伊川放水路及び神戸川の河川整備	完成	
斐伊川 本川	(3)	堤防の整備 支川合流点処理		
	(4)	堤防強化対策		
宍道湖	(3)	湖岸堤防の整備		
大橋川	(2)	狭窄部の拡幅（堤防の整備含む）	設計協議・用地買収・補償工事等	
		堤防の整備（計画高水位まで） 水門等の整備	下流部拡幅工事	上流部拡幅工事
中海・境水道	(1)-②	湖岸堤防の整備	短期整備箇所 (Ⅰ)	中期整備箇所 (Ⅱ①)
				中期整備箇所 (Ⅱ②)

※ 堤防の上面が道路として利用される場合には、段階的な堤防整備は実施せず、計画堤防高まで堤防の整備を実施する場合あり  
 ※ 放水路への分流の取扱いについては出雲市等と調整

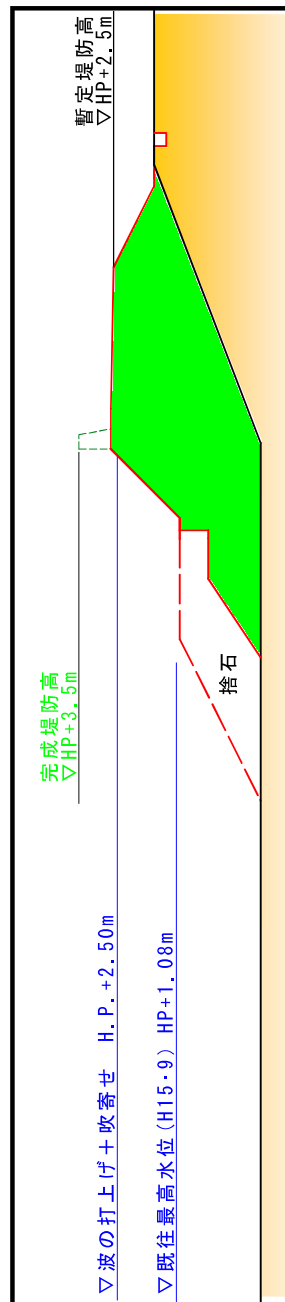
# ◆河川整備計画(案)(中海湖岸堤)の確認について

## ○湖岸堤防の整備の優先度の基本的な考え方

優先度	基本的な考え方	延長
短期	湖岸堤高がH.P.+1.44m未満(かつ背後地盤高H.P.+1.44m未満)であり、過去に越水による浸水実績がある若しくは背後資産の価値が極めて高い(H.P.+1.44m以下の地盤に100人以上居住)箇所※境界水道においては、堤防高が計画高水位又は既往最高水位(波浪を考慮)未満(かつ背後地盤高が計画高水位未満)であり、過去に越水による浸水実績がある若しくは背後資産の価値が極めて高い(計画高水位以下の地盤に100人以上居住)箇所	4.0km (0.0km)
短中期	湖岸堤高がH.P.+2.50m未満(かつ背後地盤高が計画高水位+1.30m未満)であり、背後に家屋等がある箇所 ※境界水道においては、堤防高が計画高水位又は既往最高水位(波浪を考慮)未満(かつ背後地盤高が計画高水位未満)であり、背後に家屋等がある箇所	10.4km (0.3km)
中期	湖岸堤高及び背後地盤高がH.P.+2.50m未満の箇所 ※境界水道においては、堤防高及び背後地盤高が計画高水位又は既往最高水位(波浪を考慮)未満の箇所	15.4km (0.0km)
全体		29.8km (0.3km)

\* ( ) は境界水道の整備延長

## ○中海湖岸堤の整備イメージ図(横断面)

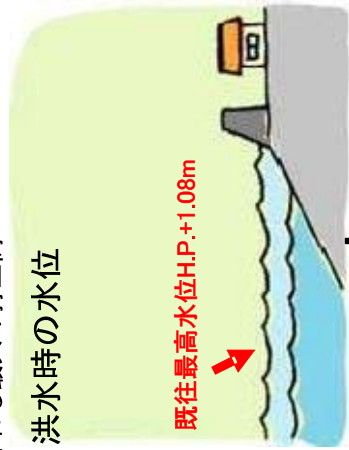


- ※ 詳細な施工延長及び堤防形状については、背後地の土地利用状況、湖岸の植生等の生物環境、景観、被害の状況、地域住民等の意見も踏まえ精査
- ※ 漁港施設・港湾施設については、施設管理者と協議の上、構造等を決定
- ※ 承水路等波の影響を受けない箇所については、計画堤防高をH.P.+2.10mとし、完成堤で整備
- ※ 支川の処理については、支川管理者と別途調整

湖岸堤高 H.P.+2.50m の考え方

既往最高水位(H15年9月) H.P.+1.08mに対し、中海のはん濫注意水位H.P.+0.90m以上で観測された最大風速18.3m/sec(H16.9)により推計される最大の打上高

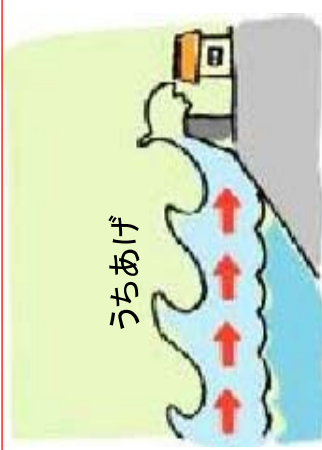
洪水時の水位



+

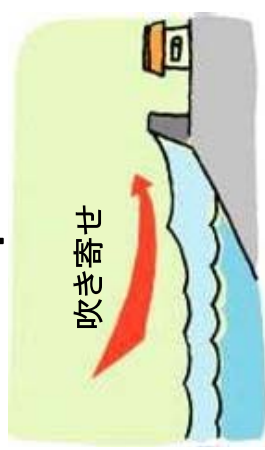
「うちあげ及び吹寄せ」の推計に用いる風は、洪水時における既往最大風速18.3m/s

うちあげ



+

吹き寄せ



# ◆河川整備計画(案)(中海湖岸堤)の確認について

区分	番号等	県名	箇所名	延長	優先順位
中海 右岸	(1)	鳥取県	境港市西工業団地(貯木場北)	1,200m	II①
	無堤 (貯木場)		20m	I	
	(2)		境港市西工業団地(貯木場南)	400m	II①
	漁港 (境港市)※		700m	I	
	(1)※		境港市佐斐神町(空港北)	800m	II②
	自衛隊基地 (防衛庁)※		500m	I	
	(3)		米子市龍津(空港南)	500m	II①
	漁港 (米子市)※		100m	II①	
	無堤 (香瀬河川)		400m	I	
	(2)		米子市龍津(崎津漁港)	30m	I
	(3)※		米子市旗ヶ崎	500m	II②
	漁港 (鳥取県)※		米子市灘町(米子港 野積場)	800m	II②
	(4)※		米子市灘町(米子港 食品団地)	100m	I
	(5)		米子市灘町(米子港 防波堤)	600m	II①
	(6)		米子市内町(ポンプ場前)	40m	II①
(7)	安来市中港町	200m	II①		
(4)	安来市島田町(米子湾側)	400m	II①		
(8)※	安来市島田町(中海側)	2,000m	II②		
(9)	安来市東赤江町	1,700m	II①		
(5)	安来市荒島町	200m	II①		
(10)	東出雲町下意東(東側)	100m	II②		
(6)	東出雲町下意東(西側)	700m	II①		
(11)	松江市富士見町(意宇川上流)	500m	II②		
(7)※	松江市富士見町(意宇川下流)	100m	II①		
(12)※	松江港	100m	II②		
(13)	松江市大井町	1,200m	II①		
(8)	松江市大海崎町(上流)	1,100m	II①		
(9)※	松江市大海崎町(舟溜り)	300m	II②		
(10)	松江市大海崎町(下流)	200m	II②		
国交省 (千代田運)	松江市上宇部尾町、新庄町	300m	II②		
国交省 (千代田運)	松江市野原町、長海町	1,900m	II①		
(11)	松江市手角町	1,500m	I		
(12)	松江市美保関町下宇部尾(万原地区)	1,000m	II②		
(13)	松江市美保関町下宇部尾(湾奥)	700m	II②		
(14)※	松江市美保関町下宇部尾(上流)	1,000m	II②		
(15)	松江市美保関町下宇部尾(下流)	200m	II②		

区分	番号等	県名	箇所名	延長	優先順位
江島	(16)※	島根県	松江市八束町江島(工業団地)	700m	II②
	(17)※		松江市八束町江島(工業団地)	500m	II②
	(18)		松江市八束町江島(江島大橋北)	300m	II②
	(19)		松江市八束町江島(三田川樋門付近)	600m	II②
	(20)※		松江市八束町江島 (浄化センター東 舟溜り)	100m	II②
	(21)		松江市八束町江島 (サンコーポラス付近)	20m	II②
	国交省		松江市八束町江島 (老人集会所付近西側)	200m	I
(22)※	馬渡漁港	400m	II①		
(23)	松江市八束町遅江(下流)	1,600m	II②		
(14)※	遅江港	600m	II①		
(24)	松江市八束町遅江(上流)	1,100m	II②		
(25)※	松江市八束町波入	700m	II②		
(26)※	松江市八束町入江(舟溜り)	400m	II②		
(27)	松江市八束町入江(西側)	300m	II②		
境水道	(15)※	松江市美保関町福浦	300m	II①	

## 斐伊川水系河川整備計画(案)より抜粋

\*は治水に必要な施設の整備にあたり、施設管理者と調整が必要箇所